

令和5年度緑の普及啓発事業業務委託に
係る企画提案募集要項

令和5年2月
山梨県林政部森林整備課

※ 山梨県林政部森林整備課が実施する本業務は、令和5年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

1 趣旨

より多くの県民に、より身近な場所で緑化に関する学習機会を提供するとともに、IT技術を活用し、より手軽に緑化情報が得られるようにすることにより、県民の緑化意識を醸成することを目的に、緑の普及啓発事業（以下「事業」という。）の業務に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
令和5年度緑の普及啓発事業業務
- (2) 業務内容
別紙「令和5年度緑の普及啓発事業業務委託契約書」（以下「契約書」という。）及び「令和5年度緑の普及啓発事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。
- (3) 契約期間
契約日から令和6年3月31日まで
なお、契約日は、令和5年4月1日とします。
- (4) 委託料上限額
金19,465,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約担当者
山梨県知事

3 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は団体とします。

- (1) 山梨県内に本店又は、主たる事務所を有すること。
- (2) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての県税を滞納していない者であること。
- (3) この公告の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約します。

5 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとします。

(1) 質問受付期限

令和5年3月10日（金）午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

提案に関する質問書（様式6）により、電子メールにて次に送信してください。

山梨県林政部森林整備課

メールアドレス：shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問への回答は、令和5年3月15日（水）までに、山梨県林政部森林整備課のホームページで公開します。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

6 提出方法等

当業務の受託を希望する者は、次により必要書類を持参又は郵送で提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1～5）

イ 提案者の概要がわかる資料（定款、寄付行為、パンフレット等）

ウ 参加資格確認用書類

① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

② 印鑑証明書

③ 県税に未納がない旨の証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）

④ 法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その3の3）

※上記①～④については、3か月以内に取得した正本とします。

※既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記①～④に代えることができます。

(2) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）

- (3) 提出期限
令和5年3月22日(水)午後4時まで必着(郵送の場合も同様とします。)
- (4) 企画提案書類作成上の注意点
- ① 提出書類は、A4判縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは12ポイント程度としてください。(A3判を使用するときは、3つ折りで綴じてください。)
 - ② 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とします。
 - ③ 企画提案は、1事業者1案とします。
 - ④ 企画提案書の内容について、聴取する必要がある場合は連絡するので対応願います。
 - ⑤ 提出書類は、返却しません。
- (5) 提出先及び問い合わせ先
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県林政部 森林整備課森林育成・緑化担当 (担当) 穴井、依田
(電話) 055-223-1646 (FAX) 055-223-1678
(メールアドレス) shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

7 企画提案内容

契約書及び仕様書に沿って実施する業務内容について、次の項目について企画提案をいただきます。企画提案にあたっては、企画提案書の各様式に示す留意事項を確認してください。

- (1) 業務の内容に関する事項
- (2) 業務遂行能力に関する事項
- (3) 提案価格

8 選定業者数

1者

9 選定方法等

(1) 選定方法

委託先の選定については、別紙「審査基準」に基づき、山梨県林政部森林整備課に設置する選定委員会において企画提案内容の審査を行い、得点の最上位者を契約候補者とします。

ただし、総得点が一位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約候補者に選定しないこととします。

(2) 審査結果

企画提案書の提出者あて、採択の有無を書面により通知します。

(3) 契約手続

契約候補者は、採択の通知を受領後、令和5年4月1日からの業務開始準備を行うものとなりますが、この期間に契約の締結ができない事情が生じた場合は、選定委員会において次点となった者を新たな契約候補者とし、契約に係る協議を実施します。

10 その他

- (1) 採用された企画提案の実施にあたっては、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがあります。
- (2) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに第6（5）の提出先に連絡してください。
- (3) その他の事項については、契約担当者と打合せの上、行うものとします。

11 スケジュール

| | |
|-----------------------|------------|
| 令和5年3月上旬 | 募集要項の公開 |
| 令和5年3月上旬～令和5年3月10日（金） | 質問受付期間 |
| 令和5年3月15日（水） | 質問に対する回答期限 |
| 令和5年3月22日（水） | 企画提案書等提出期限 |
| 令和5年3月29日（水） | 審査結果通知発送 |
| 令和5年4月 1日（土） | 委託契約締結 |